

燕市が「コロナ」で市税の納税を猶予

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方*は、1年間、市税等の徴収の猶予を受けることができますようになります。(税を免除、減額するものではありません)
 - 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。
- (注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

- 以下①②のいずれも満たす納税者、事業所が対象となります。
- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
 - ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
- (注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する固定資産税、法人市民税、個人住民税などの税目が対象になります。(証紙徴収の方法で納めるものを除く)
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税(他の猶予を受けているものを除く)についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

政府緊急経済対策
この対策には、「税金や社会保険料の1年間猶予」、「国保料(税)の免除等」、個人事業主やフリーランスへの給付金「持続化給付金」などが盛り込まれています。
燕市では当面、左記の特例制度を実施することを発表しています。

新商連婦人部協議会第39回総会 開催を延期
4月19日に新潟市で開催を予定していた総会は、新型コロナウイルスの感染拡大で各民商婦人部が代議員の選出に難航している現状から判断し、やむなく延期とされました。

あの声・この声・ふた

☆「アベのマスク」が配布されても我が家は7人家族です。使い廻しできないし、どうしようというの?!

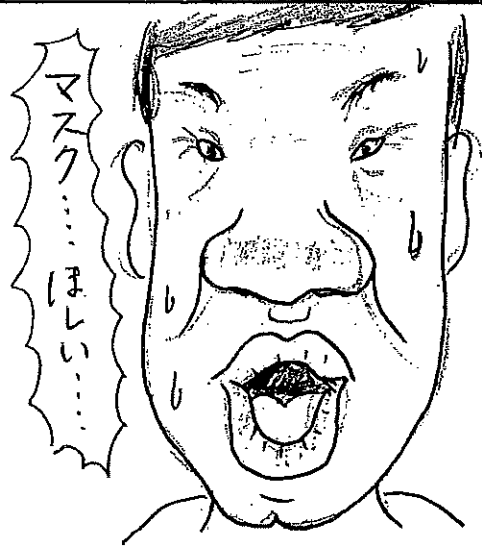
(手作りマスク)に使えると思う布地が民間に沢山あります。おひとり置3~6畳ぐらいの大きさをほしの方に無料で差し上げます。おは見えに来て下さい。



☆今の世は親が死ぬとやっていけません。ひとにやらせようの当たり前にならているので、ひとに頼れず何事もできません。

☆トイレットペーパーは、スーパーや市役所でも売り切れそう。市の税金で買っているからいいんだ」という人に限って住民税払ってやめなさい。

☆夫婦円満の秘訣は「ありがとう」「そうだね」を口に出して云う事だ。



☆(国会)議員に云いたい『まずは歳費を削るべし』収入の減らない人に私達の苦しみはわかるはずがありません。『給料を半分にしてください!!』

☆「あの婚約指輪高かった」と今でも思わせがましくいうダンナ。このサリサイクルショップで査定してもらったら安物でいい。売れたいと声はいい...からオレの内緒。

